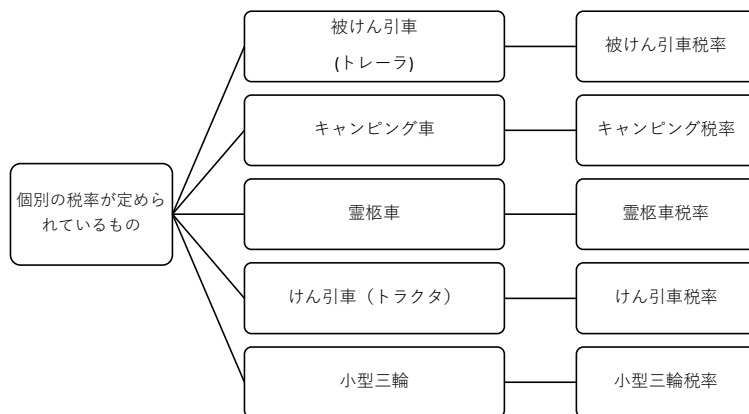


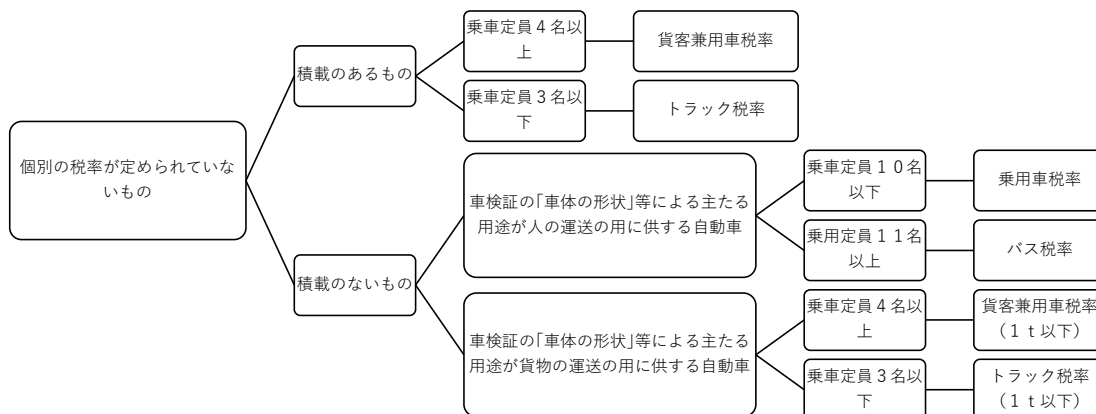
○特種用途車の税率について

※令和元年10月1日以降に自動車の新規登録・転入を伴う移転登録による自動車税(旧自動車税種別割を含む)の納税義務の発生及び用途等の変更により適用すべき自動車税の税率に異動があった場合に適用します。なお、令和元年9月30日までに発生している納税義務に対する適用税率は従前の例によります。

1. 個別の税率が定められているもの



2. 個別の税率が定められていないもの (※車いす移動車、クレーン車など)



(例) 車いす移動車 (乗車定員 5 名、積載なし) の税率はどのようになりますか。

→乗用車税率となります。なお、医療法人が使用する場合など、条件を満たせば減免を受けられる場合があります。

(乗用車税率となる理由：個別の税率が定められておらず、積載がなく、主たる用途が人の運送の用に供し、乗車定員が10名以下のため)

※上記で判断できない場合、車体の現況や排ガスコードによる車両の諸元等で税率を判断する場合があります。